

04 総務省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	040010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	悪質な市税滞納の防止 (滞納市税に対する水道料金の優先充当)	都道府県	埼玉県
		提案事項管理番号	1043010
提案主体名	草加市		

制度の所管・関係府省庁	総務省 厚生労働省
該当法令等	地方税法第14条
制度の現状	地方団体の徴収金については、他のすべての公課その他の債権に先だって徴収することとされている。

求める措置の具体的内容	<p>市税の納税義務者で、義務を履行できる所得、または現金等を有し、かつ督促によっても納税義務を果たさない滞納者については、地方税法第14条に定める優先徴収原則に基づき、当該滞納者が市に支払う水道料金を滞納市税に優先充当できるものとする。充当後、滞納者から市税充当分を補う水道料金の支払いがなかったときは、支払いが完全に履行されるまでの間、水道法第15条第3項の規定に基づき、水道の給水を停止できるものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>市税の滞納については、不測の事態等で納税義務が履行できないなどの事情を持つ場合も多いが、納税力がありながら義務を履行しない悪質なケースもある。この督促や滞納処分等の手続きには、膨大な労力とコストを要するほか、差し押さえるべき財産等が特定できないため、効果的な滞納処分が実施できない状況もある。こうした状況が続くことは、市行政への信頼度を低下させ、結果として市民全体の納税意欲を減退させることとなる。</p> <p>悪質な滞納を防止できない理由の一つは、財産調査、差し押さえ、換価に至る滞納処分手続きが多大な時間と労力を要し、かつ効果的、機動的な実行が困難なことにある。その迅速かつ効果的な実行が求められるところである。</p> <p>そこで、地方税法第14条に定める地方税優先原則を踏まえ、滞納者が市に支払う水道料金を滞納市税に優先充当することにより、滞納対策の効果を高めたい。この場合、滞納者が支払う水道料金は、支払い方法の如何に関わらず優先的に市税に充当されることとする。結果として水道料金の支払いが滞った場合、水道法第15条第3項の規定に基づき、水道の給水を停止できるものとする。適用に当たっては、対象者を十分な納税力を持ちながら義務を履行せず、督促にも応じない悪質な滞納者とし、適正、公正な適用をはかるものとする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	-
<p>地方税法第 14 条に規定する「地方税優先の原則」とは、納税者又は特別徴収義務者の財産が滞納処分、強制執行等の強制換価手続により換価されて、競合する債権の弁済に充てられる場合に、その債権相互間において先だって弁済を受けることをいう。</p> <p>したがって、地方税の優先権が認められていても、納税者又は特別徴収義務者が他の公課その他の債務を任意に弁済する場合には、それに介入してその優先権を及ぼすことはできない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	-

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	-

04 総務省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	040020	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	現金・有価証券以外での納税及び手数料・使用料の 支払い	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1026010	
提案主体名	稲城市			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第231条の2、地方自治法施行令第155条、156条
制度の現状	<p>地方公共団体においては、地方公共団体の歳入の納付に関して現金納付を原則としているところであり、その例外として、支払の確実性が典型的に高いと考えられ現金と同視しうるものに限って歳入の納付手段として規定しているところ。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現状では地方税の支払い方法としては現金、銀行や郵便局による口座振替、小切手や国債などの有価証券に限られているが、条例で認められた擬似通貨にて支払の一部にすることを可能にする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在稲城市では、介護支援ボランティア活動を行った人にポイントを与え、介護保険料の負担軽減を行っている。介護に限らず市が指定した地域のボランティア活動に参加した人や地元商店街で買い物をした市民等を対象に地域通貨を発行し、市への支払手段として活用できるようにすることで、地域力の向上、地域経済の活性化を目指したい。しかし、現状では法律により地域通貨そのものの公金支払は難しいため、一度商工会などを通し小切手に代える等複雑なスキームにせざるを得ない。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>地方公共団体においては、地方公共団体の歳入の納付に関して現金納付を原則としているところであり、その例外として、支払の確実性が典型的に高いと考えられ現金と同視しうるものに限って歳入の納付手段として規定しているところ。</p> <p>貴団体のご要望にある「条例で認めた疑似通貨」については、現行法上、現金以外の納付手段として認められている証券と同等の支払い確実性を有するものと言えないと考えられるところ。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

04 総務省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	040030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	土地開発公社の保有土地の賃貸条件の緩和	都道府県	非公開
		提案事項管理番号	1027010
提案主体名	A市		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	土地開発公社の保有土地の賃貸等の運用方針について(自地政第 106 号。昭和 62 年 10 月 22 日) 第 1 条第 3 項イ
制度の現状	将来において利用計画が決定された場合には、速やかに賃貸する土地が利用可能となるよう、賃貸する土地に存する建物の階数を「二以下」として通知している。

求める措置の具体的内容	現在規定されている土地開発公社の保有土地の賃貸条件について、階層が三以下の建物も賃貸可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>土地開発公社保有土地の賃貸条件を緩和されることにより、民間活力による住民サービスの向上と中心市街地の活性化を実現させる。</p> <p>今回賃借検討をしている民間事業者は、隣地商業施設来場の自動車収容に必要な 3 層 4 段の立体駐車場建設を計画しているため、「土地開発公社の保有土地の賃貸等の運用方針について」第 1 条第 3 項イに記載の「階数が二以下」を「三以下」にする。「階数が二以下」でも「三以下」でも解体手間に著しく大きな差異は無く、運用方針の第 1 条第 2 項に記載の「将来において利用計画が決定された場合には、速やかに当該土地が利用可能となるよう配慮する必要がある」という主旨に反しない。</p> <p>もし「三以下」が認められないのであれば、「階数が二以下」とする根拠をご教示願いたい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
<p>「土地開発公社の保有土地の賃貸等の運用方針について」においては、堅固な建物を建設する場合等に賃貸が認められないこととしており、「階数が二以下」の建物その他の要件をみたま場合は、「堅固な建物」に該当しないと定めている。</p> <p>かかる要件は、明らかに「堅固な建物」に該当しない建物について定めたものであり、その要件のうちの「階数が二以下」に該当しない建物であっても、将来において当該土地の利用計画が決定された場合に速やかに利用が可能となるような構造等であれば、賃貸が認められる場合もあると考えている。</p> <p>当該立体駐車場の構造等については不明であるため、一概には判断できないが、賃貸ができる可能性はあるものと考えらる。貴市において判断がつかかねる場合は、必要に応じ、認可庁と相談されたい。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右提案者意見について、回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>本市の目的は、保有地の有効利用、民間活力による中心市街地活性化の実現である。したがって、民間事業者より幅広い効果的な事業提案がなされることを期待し、プロポーザル方式にて事業を一般募集する予定である。公募時点では、建物の階数、構造等を含め、建築条件の明示が必要となるが、事案毎に認可庁との個別相談が必要となると、明示は不可能である。建築条件が曖昧で、計画内容の実現見通しも不明な土地に対し、民間事業者が事業提案を見送ることは明白であり、結果的に本市目的は達成できない。については、「堅固な建物」の定義をより詳細にすると共に、賃貸等に対する認可が必要であるのかご教示いただきたい。</p>				
<p>再検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の見直し D 「措置の内容」の見直し -</p> <p>「堅固な建物」に該当しない要件については、将来において賃貸等に係る土地の利用計画が決定された場合に速やかに利用が可能となるよう、当該土地に建てられた建物が速やかに除却・撤去できることが必要であると考えるところであるが、かかる要件を満たす建物の規模・構造等については様々な類型が存在しうることから、あらかじめ、「堅固な建物」に該当するものを詳細に示すことは困難であるとする。</p> <p>なお、前回回答において「必要に応じ、認可庁と相談されたい」としたのは、相談する場合の相手方として公有地の拡大の推進に関する法律第 10 条第 2 項にある認可を行う行政機関を示したものであり、認可庁の認可や認可庁への相談を要件として求めたものではない。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右提案者意見について、回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p> <p>「「階数が二以下」に該当しない建物でも賃貸が認められる場合もある」、「堅固な建物」の詳細な定義は困難である」、「賃貸等に対する認可庁の認可及び相談は要件ではない」との回答は、「土地開発公社の保有との賃貸等の運用方針について」第 1 項第 3 項以外の構造、階層でも、将来、速やかに当該土地を利用することが可能である建物の建設であると本市が判断した場合は、民間事業者への賃貸は可能であると解してよいか。また、「長期」を「10 年を超えるもの」とすることや、「当面」の解釈など、第 1 項第 2 項イについても、上記と同様の判断をした場合においては、市独自の裁量で弾力的に取り扱ってよいか、併せてご教示いただきたい。</p>				
<p>再々検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の再見直し D 「措置の内容」の再見直し -</p>				

将来、速やかに当該土地を利用することが可能である建物の建設であることが事実であれば、かかる要件に該当すると貴市が判断した場合に民間事業者への賃貸は可能である。なお、その判断に当たっては客観的な妥当性を担保した上で行われるべきであるとする。

また、先行取得した土地の賃貸は法に規定する業務ではないものをあくまで暫定的に行うものであり、予め10年を超える期間の賃貸借契約を締結することは、この暫定利用という趣旨に照らして適切ではないものとする。

04 総務省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	040040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	土地開発公社の保有土地の再取得に係る地方債措置条件の緩和	都道府県	非公開
		提案事項管理番号	1027020
提案主体名	A市		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	土地開発公社経営健全化対策について (総行地第12号。総財地第9号。平成20年2月6日)第5の3
制度の現状	地方公共団体が土地開発公社より、民間事業者への貸付により有効利用を図ることを目的として、債務保証等対象土地を取得する場合であって、既に貸付を行う相手方が確定し、再取得した土地を直ちに貸し付けることができる状況にある場合には、同意等基準に基づき、原則として一般単独事業債・一般事業(その他(その他))による起債対象となっている。

求める措置の具体的内容	土地開発公社の保有土地の再取得に際し、起債要件に満たないため公社経営健全化計画を作成せず、その後起債要件を満たした場合には、公社経営健全化計画に因らない場合であっても地方債措置を講ずることができるものとする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>土地開発公社保有土地の再取得の地方債措置条件が緩和されることにより、民間活力による住民サービスの向上と中心市街地の活性化を実現させる。具体的には、土地開発公社保有土地の再取得に際し、賃貸の緊急性があり、上記目的に資する事業が民間事業者により実施されることが明らかであり、土地開発公社本来の趣旨に反しないことが明らかな場合にあっては、公社経営健全化計画を策定していない場合でも、地方債措置を講ずることができるものとする。</p> <p>「土地開発公社経営健全化対策について」第5の3記載のとおり、一般単独事業債、一般事業による起債対象は「貸付を行う相手方が確定し」という要件を満たした場合であったが、本提案で対象としている公社保有土地は、その条件に合致しないため、これまで措置対象となり得なかった。</p> <p>昨今、貸付先である民間事業者が確定し、規定の措置対象条件を整えることが可能となったが、当該起債措置制度自体が今年度をもって募集受付終了の方針が示されている。民間事業者の事業計画は、平成22年度工事着手、事業開始であるが、本市財政状況では、平成21年度のみでの一般財源による再取得は困難であり、当該事業計画が白紙になる恐れがある。本特例措置により、現在不足しているサービス機能が民活により供給できるほか、賃貸料などにより最低年間500万円以上の歳入が継続的に発生する。</p> <p>また、起債措置を講じて、事業開始年度内までに再取得することを民間事業者および、起債に関する市の監督者である県に約定することで、土地開発公社の土地の長期保有を避ける。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	-
「制度の現状」欄のとおり、求める措置は「土地開発公社経営健全化対策」に基づく指定を受けなくとも、現行制度において認められる可能性があることから、通常の地方債の起債の手続きにおいて検討されたい。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者意見について、回答されたい。			
提案主体からの意見	<p>本提案は、「土地開発公社経営健全化対策について」(総行地第12号、総財地第9号、平成20年2月6日)及び「取扱細則」(平成16年12月27日総行地第143号、総財地第267号)に基づくものであり、回答は、双方の規定内容であることは承知している。ただし、措置要領において、地方公共団体は、公社経営健全化団体に限定され、取扱細則の対象は、経営健全化団体と明示されている。回答で示された「地方公共団体」は、公社経営健全化団体か、又は、全ての普通地方公共団体であるかが不明であり、仮に後者ならば、回答内容の根拠法令等をお示しいただきたい。また、「同意等基準」とは、「取扱細則」であるのかご教示いただきたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	-
<p>前回回答における「地方公共団体」とは、すべての地方公共団体を指している。「土地開発公社経営健全化対策について」(総行地第12号、総財地第9号、平成20年2月6日)第5の1から3までにおいて、「公社経営健全化団体」と「地方公共団体」を使い分けて記載しているので、ご確認いただきたい。</p> <p>また、「同意等基準」とは、上記「土地開発公社経営健全化対策について」第5に記載しているとおり、「平成19年度地方債同意等基準(平成19年総務省告示第209号)」のことであり、平成20年度においても同様の取扱いとしている。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	右提案者意見について、回答されたい。			
提案主体からの再意見	<p>本市提案の主旨は、厳しさを増す地方財政にあっても、先行取得本来の目的に基づき、計画的な再取得が可能となる地方債措置制度を求めることである。「土地開発公社経営健全化対策について」(総行地第12号、総財地第9号、平成20年2月6日)では、今年度の取扱いについては記されているが、少なくとも「土地開発公社経営健全化対策措置要領」における経営健全化の目標年度内は、同様の対策(地方債措置制度)が不可欠だと考えるため、今後の方針(予定)を改めてご教示いただきたい。また、先行取得時に比して土地実勢価格が大幅に下落したが、再取得時の起債対象額は、「簿価」、「実勢価格」のいずれであるかも併せてご教示いただきたい。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	-
<p>同様の対策を実施するかについては検討していく。</p> <p>再取得時の起債対象額は再取得に要する経費の額であり、貴市と土地開発公社の契約による。なお、先行取得用地の再取得に要する経費は「簿価」を基に設定されるのが一般的である。</p>				

04 総務省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	040050	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方自治法施行令第167条の2で規定された随意契約の要件の緩和	都道府県	神奈川県
		提案事項管理番号	1061010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第234条第2項 地方自治法施行令第167条の2
制度の現状	<p>地方公共団体の契約の方式については、競争性、公正性、経済性等を最も担保することができる一般競争入札を原則としつつも、全ての契約についてこれらの原則を堅持することがかえって地方公共団体にとって不利になる場合も考えられることから、契約方式の原則との均衡に留意しつつ、総合的に勘案して地方公共団体にとって有利となると認められる場合には、随意契約による契約の方式が認められているところ。</p>

求める措置の具体的内容	<p>民間事業者から提案された事業スキームに独創性が認められる場合には、随意契約による事業実施を可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>公共サービスに対するニーズが複雑化・多様化する中で、近年、自治体において民間事業者からの提案を受け、事業化するケースが増えている。</p> <p>しかしながら、原則入札という中で、事業提案をして自治体との対話を積み重ねても、提案者が事業実施者になれる保証がなく、ほとんどの場合、公募による事業者選定のプロセスに移行することになる。そのため、提案しようというインセンティブがなくなってしまう。</p> <p>新商品として生産する物品の購入にあたっては、所定の手続を踏まえることで随意契約の道が開かれたところである。物品に限らず、新しいサービス・事業スキームについても、学識経験者なども入れた第三者による委員会を設けるなど透明なプロセスで議論し、独自性が認められると判断される場合には、随意契約を可能とするべく、必要な措置を求めるものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>現在、地方自治法における随意契約は、競争性、公正性、経済性等を最も担保することができる一般競争入札の原則を堅持することがかえって地方公共団体にとって不利になる場合に、契約方式の原則との均衡に留意しつつ、総合的に勘案して、地方公共団体にとって有利となると認められるときに締結できるものという考え方に基いているところ。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

04 総務省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	040060	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	地域活性化への市民・行政連携特区 (市民の公益活動に関わる現金保管の容認)	都道府県	埼玉県	
		提案事項管理番号	1043020	
提案主体名	草加市			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第235条の4、第2項
制度の現状	当該団体の所有に属しない現金については、債権の担保として徴するもの、あるいは、法律又は政令の規定に基づき保管する現金以外のものについては、認められていないところ。

求める措置の具体的内容	<p>地方公共団体が、地域再生・活性化に資する公益活動と認定した住民活動については、その活動資金を当該地方公共団体が保管できるものとする。これにより、政府の「地方再生戦略」にも謳われている「住民主体の、地域の資源や知恵を生かした取り組み」を地方行政として支援、補完し、地域の活性化を推進する。この場合、地方公共団体は、保管金額等の明細を示すほか、歳入・歳出に属する現金との区分を明確にして、責任ある保管体制を整える。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>政府の地方再生戦略が示すとおり、地域活性化の決め手は、住民主体の、地域の資源や知恵を生かした取り組みを引き出すことにある。草加市でも、住民主体の活動に行政が連携することで、活性化への様々な成果をあげている。本年11月、市制施行50周年を期して実施した記念事業や地域興しの取り組みは、こうした連携、協働の成果が市民の創意とエネルギーとなって結実し、今後の地域活性化につながる大きな盛り上がりを見せた。まちを知り、人のつながりを持ち、様々な技能や専門分野を持つ住民のパワーが、まちづくりという目標に結集された時、得られる成果は極めて大きい。また行政がその足らざる面を補完することで、持続的に成果を高めていくことが期待できる。</p> <p>その際、住民主体の活動でしばしば最も問題となるのは、活動資金管理等の事務局機能である。優れた知恵や技能、パワフルな行動力を発揮する住民も、この分野の責任体制を引き受けることは難しい。この「足らざる面」を行政が公式に支援できれば、連携効果を高め、住民活動のさらなる活性化をはかれる。</p> <p>そこで、特区認定を受けた市町村においては、地域活性化に資する公益活動と認定した住民団体等の活動資金を保管できるものとした。その際、保管金は、金額等の明細を公表し、年度をまたぐものは、決算時に他の法令に基づく保管金とともに預り金としてその明細を明らかにするなど、歳計現金との区分を明確にして、責任ある保管体制を整えるものとする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>地方公共団体が無制限にその所有に属しない現金を保管することは責任の所在を不明確にすることから、当該団体の所有に属しない現金については、債権の担保として徴するもの、あるいは、法律又は政令の規定に基づき保管する現金以外のものについては、認められていないところ。</p> <p>また、ご要望の内容については、現金の亡失等にかかる職員の賠償責任等、現行規定に基づく公金の取扱に関する種々の制度との均衡を失することから認められない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>地域自治活動との連携に立つ自治体では、現実には、自ら所有しない様々な現金を保管せざるを得ないが、法令上の根拠がなく苦慮している。</p> <p>貴省が推進した公会計改革により、今年度決算から財務諸表の作成・公表が義務付けられた。これにより、歳入歳出外現金も預り金等として財務諸表に明示することが可能となった。従来、法令に基づき保管する歳入歳出外現金も、その金額等の情報開示手法が明確でなかったが、この際、財務諸表にこれを明示することとし、これに合わせて、条例に定めるものも保管可能とされてはどうか。これにより、自治行政活動の自由度を高めつつ、貴省が強調する責任ある管理が名実とも担保できる。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>貴団体の要望事項について、歳計外現金に係る基本的な考え方に照らし認められないことは既に回答したとおりである。</p> <p>また、総務省では、地方自治法第252条の17の5に基づく助言により、現行の法制度に基づく決算を前提として、企業会計の慣行を参考とした財務書類の整備を要請しているところ。</p> <p>なお、当該財務書類の整備については、法律上、地方公共団体に義務付けはなされていない。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの再意見</p> <p>草加市に限らず全国の自治体で、住民による公益活動の事務局機能を行政が担っている。それは、住民主体で公益活動を推進する自治体にとって極めて自然なことで、まさに自治の自治たる所以である。しかし現行の地方公会計制度は、これを許容するものとなっていない。</p> <p>また同制度は、法令で定める歳計外現金すら、その額等を明示するものとなっていない。</p> <p>いずれも地方公会計制度上の不備である。</p> <p>そこで、行政改革推進法に基づく貴省の要請を踏まえ、全国自治体が作成・公表を進めている財務書類を活用し、住民自治の推進に役立ち、また財務情報漏れのない地方公会計制度への改革提案を行っている。真摯な回答をいただきたい。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>歳計外現金については、平成19年10月に公表した「新地方公会計制度実務研究会報告書」において、財務書類に計上することが想定されている。なお、貴団体から提案のあった、法令に定めのない歳計外現金の取扱いについては、発生主義に基づく財務書類への計上方法とは別に検討されるべきものであり、これについては既に回答したとおりである。</p>			

04 総務省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	040070	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	地方自治体職員の採用に紹介予定派遣を導入	都道府県	埼玉県	
		提案事項管理番号	1009010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方公務員法 第13条、第15条、第17条、第18条、第19条、第20条、 第22条1項
制度の現状	人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用は競争試験(人事委員会を置かない地方公共団体では競争試験又は選考)による。

求める措置の具体的内容	民間企業の採用手法のひとつとなっている「紹介予定派遣」を、地方公務員法で定められている採用・任命に関する規制を緩和し、雇用のミスマッチを減らすために、地方自治体職員の採用方法として導入できるようにするべきである。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、地方自治体では、行政改革の一環として職員削減を進めている。その結果、職員一人当たりの業務量や責任が大きくなり、職員採用は今まで以上に厳格に行う必要がある。</p> <p>地方公務員に纏わる背景としては、市民ニーズの多様化で職員に求められる資質が幅広くなってきている。その一方で、近年公務員の不祥事の報道も増え、また、ミスマッチが原因と思われる病欠・休職も増えている。</p> <p>こうした現在の人材採用制度では限界の出してきた諸課題の解決に「紹介予定派遣」の導入による効果が期待できる。紹介予定派遣は派遣期間(最長 6 ヶ月間)の働きぶりを見た上で、労働者と自治体の双方が合意した場合に採用するという方法で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を通して、能力・性格・仕事に取り組む意欲がわかっているため、採用後のミスマッチを減らす ・幅広い経験を有する人材を採用できる ・全国的に人材不足となっている福祉系専門職の確保 などが可能となる。 <p>この紹介予定派遣は、地方公務員法に「国民は平等に扱い(第13条)、臨時的任用者の正式任用には優先権を与えない。(第22条6項)」という規定があり、採用方法については「競争試験又は選考による(同15条、17条、20条)」という規定があるため、現在は実施できない。しかし、派遣期間中の就業実績を同法で定める人物性行、教育程度、経歴、適性、知能などを計る「競争試験」に置き換えることで、決して同法の趣旨に反しないと考える。</p> <p>なお、弊害は、今まで費用の掛からなかった職員採用に費用が掛かることである。しかし、例えば、反響が未知数の求人媒体誌に有料で載せるより、確実に直接採用が出来るため市民の理解も得やすい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>現行の地方公務員法第 22 条第 1 項によれば、すべて職員の採用は、採用から 6 ヶ月(1 年まで延長可能)の間は条件附のものであり、この間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるとされており、ご指摘の「働きぶりを見た上で(中略)採用する」という制度については、法律上既に整備されているところ。</p> <p>なお、職員の採用については、すべての国民を平等に取り扱い(地方公務員法第 13 条)、競争試験又は選考に基づき、職員としての能力が実証された上で採用することとなっており、特定の派遣事業者の従業員を明確な能力実証の手続き無く採用することは、これらの趣旨に反する。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>特定の派遣従業員を明確な能力実証の手続き無く採用することは、地方公務員法の「競争試験又は選考に基づき採用すること(地方公務員法 15 条、17 条、20 条)」の趣旨に合わないとの回答であるが、労働者派遣法では、紹介予定派遣に限り、派遣開始前及び直接雇用への切り替え時に試験等を行うことが認められている。そこでまず、『試験等を伴う紹介予定派遣』を可能とするべきである。そのために、地方公務員法第 13 条を緩和し、派遣従業員の優先的採用を認める必要がある。そして最終的に、派遣期間中の就業実績を「競争試験又は選考」に置き換えることで、民間と同様の紹介予定派遣を導入すべきである。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>職員の採用については、成績主義に基づき競争試験又は選考により、職員としての能力の実証を経た上で採用することとなっている。競争試験又は選考を行うに当たっては、地方公務員法第 13 条に基づき、原則として公募によるなど、すべての国民に開かれた形で、平等、中立に行うこととされている。</p> <p>紹介予定派遣の手法は、地方公共団体が特定の個人を指定して職員としての採用を期待させる形での業務に当たらせるものであるが、特定の派遣事業者の従業員の中から採用を行うことにつながるものであることから、本来的に平等原則に反し、導入を検討することは困難である。仮に試験等の方法を用いる場合であっても、平等原則に反するという性質は変わらないものとする。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの再意見				
<p>地方自治体で紹介予定派遣を導入する際の課題は「全ての国民に平等に応募のチャンスがあるかどうか」である。そのために派遣就業者決定までの過程のうち「人材派遣会社の選定方法」と「人選の対象範囲」を開かれたものにする必要がある。</p> <p>具体的には</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地方自治体が紹介予定派遣で職員を採用することを公にし ② 一般競争入札で人材派遣会社を選定し、業者名を公表。就業希望者に登録を促す。 ③ 既存登録者のみでなく、新規登録者も含め人選を行い、紹介予定派遣を開始する。 <p>という段階が必要になるとと思われる。</p>				

このように紹介予定派遣に「公募」の要素を含めれば、地方公務員法の趣旨に反することなく、導入が可能となると考える。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

I

ご提案の手法について、地方公共団体が一般競争入札で人材派遣会社を選定し、選定された人材派遣会社において人選が行われ、その中から採用が行われることとなれば、採用に当たり特定の第三者が介在し応募や受験が限定されることとなり、平等かつ開かれた採用を保障することはできないと考えられることから、紹介予定派遣の導入を検討することは困難である。

なお、ご提案の「最大の目的」である「ミスマッチを減らすこと」については、以前回答したとおり、条件附採用を定める現行の地方公務員法において既に勘案されているところである。

04 総務省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	040080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	町議会議員の地方公務員への任用	都道府県	愛知県
		提案事項管理番号	1079010
提案主体名	一色町		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第92条第2項(議員の兼職の禁止) 地方公務員法第36条第1項及び第2項(政治的行為の制限) 公職選挙法第89条第1項(公務員の立候補制限)
制度の現状	地方自治法第92条第2項において、地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の職員と兼ねることができないとされている。

求める措置の具体的内容	町議会議員をその身分を保ったまま地方公共団体の職員(常勤の一般事務職)に任用する
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地方自治は首長と議会の二元代表制であるが実際には、首長は広範な権限を持ち、議会の権能は立法機能と行政監視機能に制限されている。しかし、近年の著しい行政施策の進展により、行政事務は高度化、複雑化、多様化し、その事務量は膨大なものとなっている。その結果、公選で選出されたその1人の首長が事務全般に亘り、民意を十分反映させていくことは困難を極めている。他方、議会においても執行機関が担う事務量の全般を掌握した上で政策立案や行政監視を適確に遂行していくことは困難となり、執行機関側の説明等に依存する傾向が強まっている。このため、首長・議会議員ともに住民からの直接選挙により選出されながら、議員(議会)は自己の考え(行政施策等)を住民の行政サービスに直接生かすことができない。また、首長以下の執行機関においては、行政施策を進めて行く中で、行政としての慢性的な意識が存在し、それが住民の考えと乖離している部分が存在する。</p> <p>以上のことから、議員をその身分を保ったまま町の常勤職員(一般事務職)に任用(兼職)する。住民に直接選ばれた議員が、首長の指揮のもとで行政事務の構想・計画段階から政策実施に至るまでの過程に参加することにより、行政事務全般に亘って、民意を的確に反映することが可能となる。また、議員が執行機関の業務内容をより理解することで、意識の高揚による議会活動の活性化が図られ、議会の自立性も高まる。執行機関においては、外部登用人事により、職員の意識改革(慢性的な意識からの脱却)が図られる。これにより、地方自治の一層の進展が期待できる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>現行地方自治制度上、議会と長はそれぞれ独立の立場において相互に牽制し、均衡と調和の関係を保持することが予定されている。議事機関である議会の議員が、その身分を有したまま長の指揮監督を受ける職員となることについては、議会と長の関係という制度の根幹に関わる事項であり、慎重な検討を要するものである。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>回答は、現行自治制度が健全に機能しているとの前提で、議会と長との均衡と調和、議員が長の指揮監督を受けることの問題を指摘する。</p> <p>しかし、提案理由で述べたように、現在の地方公共団体の取り扱う事務量と情報量は、機関委任事務制度が廃止された後も年々膨大化の一途をたどり、当町のように小規模な団体に職員の数も少ないところでは、国や県の指導文書に対応していくのが精一杯という状況である。結果として、住民の意向や要望に沿った施策の実施の視点が手薄になり、それでは住民が主役の自治体運営は困難となる。</p> <p>議会と首長との牽制の視点も大事だが、議会と首長が協力して中央主導に流されない行政の適切な運営を図ることで、自治制度の根幹(住民自治、団体自治)の本来の目的の実現を図るべきである。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>現行地方自治制度上、議会と長はそれぞれ独立の立場において相互に牽制し、均衡と調和の関係を保持することが予定されている。したがって、既に回答したとおり、議事機関である議会の議員が、その身分を有したまま長の指揮監督を受ける職員となることについては、議会と長の関係という制度の根幹に関わる事項であり、慎重な検討を要するものである。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見	<p>「現行地方自治制度上」と言われるが、現行制度を少しでも改革するのが特区制度と理解している。時代変化に適合しない(形骸化した)現行制度の温存を図るのではなく、地方自治のよりよい実現を求める地方自治体の努力を(試行錯誤かも知れないが)認めていただきたい。「制度の根幹」と言うが、権力分立による相互牽制については、議員が執行部に入る仕組みでも、例えば、我が国の議院内閣制やフランスのコミュンの議会と執行委員会などのように全く可能であるし、また、憲法第93条第2項は、長と議会議員の直接選挙を定めるにとどまり、執行部の合議体制を否定まではしていないと解される。「議事機関」の性格を強調するが、議会には財産処分、契約締結等の一定の行政参与権が定められ、一方、議員の報酬を受ける非常勤職員(当然指揮監督を受ける)への任用は可能とされている(例規)など、長と議会の関係は、現在でも画然と区分されてはいない。要は、制度の設計と運用に帰するのであり、その故に特区認定をお願いしたい。</p>		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>これまで回答させていただいているとおり、現行地方自治制度上、議会と長は住民から直接選挙され、それぞれ独立の立場において相互に牽制し、均衡と調和の関係を保持することが予定されており、議院内閣制や議会が同時に執行機関となる仕組みは想定されていない。したがって、議事機関である議会の議員が、その身分を有したまま長の指揮監督を受ける職員となることについては、こうした議会と長の関係という制度の根幹に関わる事項であり、慎重な検討を要するものと考えてい</p>			

る。

なお、財産処分、契約締結等が重要な意思決定に係るものとして議会の議決事項とされているが、あくまでも財産処分、契約締結等の執行権は長に属しているものである。

04 総務省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	040090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	市長選におけるmanifestoの頒布を拡大する特区	都道府県	岐阜県
		提案事項管理番号	1015010
提案主体名	多治見市		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	公職選挙法第 142 条第 1 項第 6 号
制度の現状	<p>指定都市以外の市の長の選挙の場合には、候補者一人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のピラを一万六千枚を上限に頒布することができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>有権者にとって有効な判断材料とするため、manifestoの頒布をより広範囲に頒布できるよう、manifestoの枚数の上限(現行 16,000 枚)を世帯の数にすること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>平成 19 年 2 月の法改正により、市町村長選候補者についてはmanifestoの配布が認められるようになったが、公職選挙法第 142 条で規定されている配布枚数は、有権者数に対してあまりに少数であり、有権者全体へmanifestoを浸透させるには不十分である。</p> <p>選挙への関心を高め、投票率の向上を図るため、枚数の上限を世帯の数に見直すことを提案するもの。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>地方の首長選挙における、いわゆるローカルmanifestoの頒布については「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」の委員長提案による公職選挙法の改正により、平成 19 年 3 月からビラの頒布が解禁されたところ。</p> <p>地方選挙におけるmanifesto頒布の更なる拡大については選挙運動のあり方にかかわる問題であり、公職選挙法の改正の実施状況を踏まえつつ、他方、金のかからない選挙の実現という観点にも留意し、まずは国会の各党各会派で十分に議論される必要がある。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	040100	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	公職選挙法第151条の5の改正 (ケーブルテレビを使った政見放送)	都道府県	広島県
		提案事項管理番号	1060010
提案主体名	三次市		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	公職選挙法第150条第1項及び第3項、第151条の5
制度の現状	衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙においては、選挙運動の期間中、日本放送協会及び総務大臣が定める一般放送事業者のラジオ放送又はテレビ放送の放送設備により、公益のため、その政見を無料で放送することができる。

求める措置の具体的内容	地方自治体の長及び議会議員の選挙に関し、特定自治体内の放送権を持つケーブルテレビを活用した政見放送を可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	地方自治体の長及び議会議員の選挙において、ケーブルテレビを活用した政見放送を通じ、立候補者が自ら掲げる政見公約を訴える。 提案理由： 地方の時代と言われる昨今、今後の生き残りをかけた地方自治体の未来は、地方自治体の首長選挙や議会議員選挙においても、政見公約による選ばれる選挙へと転換していくことが求められている。 このためにも、広く多くの有権者に対し、自らの掲げる政見公約を訴える手段として、特定自治体内の放送権を有するケーブルテレビを活用するものである。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>政見放送は、①日本放送協会及び一般放送事業者の放送時間に限りがあること、②日本放送協会及び一般放送事業者の放送内容を市区町村単位で細かく設定できないこと、の関連もあり、法律上すべての選挙について一般的に保障することは不可能であるから、現在、国政選挙及び知事選挙のみに認めているところ。</p> <p>また、ケーブルテレビ放送は、日本放送協会及び一般放送事業者による電波を利用した無線放送と異なり、有線にて公衆に直接受信されることを目的とする放送であるため、その受信は施設整備の有無に物理的に左右されており、制度として、日本放送協会及び一般放送事業者に課されている受信できない地域に対する努力義務(放送法第2条の2第6項)が、課せられていないところである。</p> <p>なお、政見放送を含む選挙運動の公営の種類や対象については、長年にわたる各党各会派における議論を踏まえて実施されているものであり、各党各会派で十分に議論される必要があると考える。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	040110	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	公職選挙法第9条第2項の改正 (永住外国人への地方選挙権の付与)	都道府県	広島県	
		提案事項管理番号	1060020	
提案主体名	三次市			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	公職選挙法第9条第2項
制度の現状	日本国民たる年齢満20歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

求める措置の具体的内容	一定の要件を満たす永住外国人への地方選挙権を付与する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>一定の要件を満たす永住外国人に対して、市長選挙及び市議会議員選挙の選挙権を付与する。このことにより、当然に付与されて然るべき永住外国人の選挙権を保障するとともに、地域のコミュニティの醸成を図る。</p> <p>提案理由：</p> <p>永住外国人に地方参政権を認めることは、地方分権型の行政システムへの転換に対応した、新たな役割を担うにふさわしい地方行政体制を推進するものとする。また、地方のことは地域に住む住民が自主的に決定することが好ましく、地域主権を確立し、人々が支えあい協働のまちづくりを進めるためには、同じ地域で共に暮らす外国籍市民の参画は必要不可欠である。</p> <p>自主・自立の観点からも地方選挙のあり方について地方の裁量で決定することが、本来あるべき姿であり、特区提案により本市がモデルケースとして一定の要件を満たす外国籍市民の参政権を付与することを求める。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
永住外国人に対する地方選挙権の付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある(なお、国会において議員立法による法案として審議されているところ。)。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	040120	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	自治体ラジオ放送局の設置	都道府県	岩手県
		提案事項管理番号	1016010
提案主体名	花巻市		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	電波法4条、電波法関係審査基準別表12第9号1
制度の現状	<p>放送局を開設しようとする者は、通常の申請手続に則り総務大臣の免許を受けなければならない(書類で申請、通常約1ヵ月後免許)。しかし、災害等の発生時にあって、その被害軽減のため地方公共団体等が開設する臨時のエフエム放送局にあつては、簡易な手続き(一先ず口頭で申請、通例、即日免許)で開設できる「臨時災害FM放送局」の制度がある。(参考:臨時災害放送局の開設状況) 平成19年7月新潟県中越沖地震臨時災害FM放送局(免許人:柏崎市)、平成16年10月新潟県中越地震臨時災害FM放送局(免許人:長岡市、十日町市)、平成12年有珠山噴火臨時災害FM放送局(免許人:虻田町)、平成7年阪神淡路大震災臨時災害FM放送局(免許人:兵庫県)</p>

求める措置の具体的内容	<p>災害時、住民にタイムリーに情報を伝達するため自治体ラジオ放送局が設置できるように要望します。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>花巻市は、平成18年1月1日に合併(1市3町)し、市域が908.32平方kmに拡大しましたが、現在、防災情報を全市民に瞬時に伝達する手段がなく、市域全体をカバーする伝達手段の実現が大きな課題です。</p> <p>近年の大災害の実情は、平成19年9月17日には、戦後最大規模の雨量により、北上川が氾濫し市域内に大きな被害があり、避難勧告をはじめ避難所の情報伝達等に情報の不足、情報の遅れなどの反省があり、関係住民の不安解消には、早急な防災情報の伝達手段が必要であります。また、本年6月14日には「岩手・宮城内陸地震」、7月24日には「岩手県沿岸北部地震」と続けて大地震が発生し、住民の安全安心を守るうえで、防災情報の伝達を市域全体に平等に付与するためラジオ放送による伝達手段が現実的な解決策として最も有力であります。</p> <p>岩手県は、四国4県に匹敵する広さがあり、既存の県域放送では、災害時に必要な情報等をタイムリーに伝達することは不可能であり、また市全域に防災無線を整備することは自治体で賄えない多額の整備費用が伴い断念している実態であります。</p> <p>つきましては、花巻市において、市が防災・災害情報に特化した以下の内容の放送局を設置することができますよう要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用周波数 FMラジオの周波数(で使用可能なもの) 2 出力 50W (広い市域、地形等) 3 放送内容 防災・災害対応に必要な情報を必要な時のみ 4 試験放送 設備の維持のため、毎日定刻(朝、昼、夕刻 15分以内)に市からのお知らせを放送(一般放送に支障のない範囲)

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>提案されている内容は、地震等の自然災害が発生した場合に備え、花巻市において防災・災害放送に特化した放送局（毎日朝、昼、夕刻の各15分以内）を開設しようとするものであるが、全ての住民に必要な情報を確実に伝達するためには、防災行政無線の整備が望ましいと考える。防災行政無線については、適切な周波数が用意されており、花巻市においても導入することが可能である。なお、防災行政無線の整備については、消防庁の防災基盤整備事業による支援措置も用意されている。</p> <p>また、「臨時災害FM放送局」は、災害で被災した市町村等から口頭で開設要請がなされた際、総務省において最低限の送信設備、無線従事者の存在等を確認し、通例当日のうちに免許交付する柔軟な制度であり、災害の多い日本の実情に沿ったものであり、今回の提案のように常時送信することなく、災害発生時の要請に十分応えるものとする。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見			
<p>・花巻市をはじめ多くの市町村が FM 放送を防災に利用したいとの希望を持つ理由は、防災行政無線では、FM 放送と同レベルの情報提供を行うためには費用が莫大になるからです。</p> <p>・現実的に、設備のない当市が災害発生時「臨時災害 FM 放送局」を設置するには、災害が発生してから機材の調達、送信所の設置をすることとなり、今すぐに避難情報を必要としている市民にタイムリーな情報を届けること、さらには合併して広大となった市の区域全体に、もれなく情報を届けることはできません。</p> <p>・費用のほか、FM ラジオが自動車にはほぼ 100% 完備されており、車で出かける人の多い当市の場合、FM 放送は地域にいる人への情報伝達に優れています。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>防災行政無線は、災害時等に受信機側が自動的に起動し伝達内容を伝えるなど、住民への伝達手段として優れていることから、全ての住民に必要な情報を確実に伝達するためには、防災行政無線の整備が望ましいと考える。</p> <p>FM 放送は、防災行政無線を補完する観点から、その役割を期待するのが適当と考える。</p> <p>『災害発生時「臨時災害FM放送局」を設置するには、既設の民間FM放送局が必要』、「災害が発生してから機材の調達、送信所の設置をする」という貴市意見に対しては、災害発生時に臨時災害用放送局の免許を受けるに備え、貴市において可能な範囲で設備を準備し、将来の災害に備えた体制を作ることによって対応することも可能と考える。</p> <p>付言すれば、基本的には、言論報道機関としての自主性、中立性の観点から、地方自治体は本来、放送局の免許主体として認められないものである。しかし、災害発生時にその被害を軽減するため、臨時かつ一時の放送局として開設する「臨時災害FM放送局」に限っては、その開設目的にかんがみ、地方自治体を免許主体として認めるものであることから、常設の災害用の FM 放送局は認められない。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの再意見			
整備にかかる費用は、FM放送 71 百万円に対し、防災行政無線 930 百万円と 13 倍の開きがある。車で出かけている人もカ			

バーするにはさらに費用がかかり、FM 放送の整備が現実的。

提案は、回答にある FM 放送設備の整備をしたうえで、災害時に機能を発揮するため、防災に特化した試験放送をしたいとの趣旨。常に災害に関する情報提供により、意識を高め、被害を最小限に食い止めることも期待できる。

試験放送は、常に防災情報のみをお知らせしようとするものであり、言論報道機関という考えはもっていない。

災害に遭った市民の不安は想像以上に強いものであり、FM 放送はこの不安に究極に対応した手段である。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

前回及び前々回の回答で述べたとおり、全ての住民に必要な情報を確実に伝達するためには、防災行政無線の整備が望ましく、FM放送は、防災行政無線を補完する観点から、その役割を期待するのが適当と考える。防災行政無線の整備については、消防庁の防災基盤整備事業による支援措置も用意されているほか、従来より整備費用が安いシステムも開発されている。

地方自治体は本来、言論報道機関としての自主性・中立性の観点から、放送局の免許主体として認められないものである。今回の意見のような、「試験放送を行う常設の無線局」で防災に特化したものであっても、同様である。

しかしながら、災害発生時にその被害を軽減するため、臨時かつ一時の放送局として開設する「臨時災害FM放送局」に限っては、その開設目的にかんがみ、免許主体として認めているものである。

04 総務省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	040130	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	コミュニティFM放送局による出力上限基準の緩和	都道府県	北海道
		提案事項管理番号	1022010
提案主体名	(株)コミュニティエフエムはまなす		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	放送用周波数使用計画(昭和 63 年郵政省告示第 661 号) 第 1 総則 10
制度の現状	空中線電力は、原則として20W 以下で必要最小限のものとする。

求める措置の具体的内容	<p>現行法によるコミュニティ放送局の出力上限規制 20W から50W への変更を認可して頂きたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現行出力20W から50W への増力の必要性</p> <p>・平成18年市町村合併により新岩見沢市は204. 74k m²から481. 10k m²へ 2倍以上の面積となった。合併前の旧栗沢町、旧北村地区のまち情報の過疎化を防ぎ、合併による住民感情が良好な方向となるべく、又、従来からの旧岩見沢地区の受信不可地域などに対し、出力増加によるカバー率を向上させ行政情報、生活情報、又緊急情報等の放送受信者を増加させ安全安心なまちづくりに貢献したい。(合併により暴風雪被害、低地による水害が発生する可能性の地域が加わった。地震の活断層通過地帯。)</p> <p>・ノイズのないクリアな状態(鉄筋複層ガラスビル、高断熱住宅でもラジカセ程度可聴)で市内中心部、送信所アンテナから約20キロメートルはなれた僻地などをカバーし約60%から約85%程度へ受信世帯カバー率向上をめざしスポンサー増加などによる経営的にも安定した状況にしたい。</p> <p>②自社独自の放送エリア改善について</p> <p>現行法では中継送信所の設置による放送エリア拡大は認められているが、弊社の経営状況(今年度赤字予測)財務状況(繰越欠損あり)において中継送信所1か所10百万円以上必要となる設備投資は過剰負担となり不可能であることから資金的にも設備対応可能な出力増加方策にて放送エリアを改善したい。</p> <p>③出力増加による他局との電波混信について</p> <p>近隣の札幌市内に存在する他ラジオ局との電波混信の懸念についてはアンテナ方位、電力分配比率等の調整により懸念はない。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
<p>コミュニティ放送は、「商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ること」を目的とするものであり、コミュニティ放送局は、一般の放送局と異なり、各市区町村の一部の区域において当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を促進する観点から制度化された小規模な放送局である。</p> <p>コミュニティ放送局は、使用周波数が限定されるとともに、空中線電力についても上限(20W)が定められ、放送区域が一の市町村(特別区を含み、地方自治法第252条の19に規定する指定都市にあっては区)の一部の区域に限定される代わりに、一般の放送局において必要となる競願処理、比較審査等の手続きを経ることなく、簡易かつ迅速な手続き(先願主義)で開局を可能としているものである。</p> <p>なお、地理的条件、広域な行政区域を考慮し必要な放送対象地域をカバーする必要がある、一の放送局によりカバーすることが困難な場合は、アンテナの設置場所の見直しや中継局の設置など現行制度下において対処が可能であり、現にそうした対応を行っているコミュニティ放送事業者も存在しているところである。</p> <p>また、住民への災害情報の伝達手段としては、防災行政無線のほか、災害対策基本法に基づく指定公共機関又は指定地方公共機関として避難勧告の伝達など災害応急対策の実施について法的責務を負ったNHK及び県域の一般放送事業者によりラジオの中波放送、超短波放送が確保されており、災害・緊急情報等の住民への周知・広報は多種多様な手段が可能である。加えて、災害時の実際のニーズに応じて、臨時災害対策用の臨時目的放送局を迅速に開設することも可能である。</p> <p>さらに、FMラジオ放送を室内でクリアな状態で聴取するには、屋外アンテナの設置等による受信設備の改善により対応することが可能であり、コミュニティ放送局に限らず県域局においても電波の弱い場所では同様の対応が求められるものである。</p> <p>また、全国の市区町村で約220局しかコミュニティ放送局が開局されておらず、コミュニティ放送局は全国的に増え続けていることから、周波数の有効利用の要請、コミュニティ放送局が開局されていない市区町村における新規開設機会の確保等の観点からコミュニティ放送の空中線電力の上限を緩和することは不適當である。なお、当該放送局の免許申請書の世帯カバー率は85%を超えている。</p> <p>したがって、提案のようにコミュニティ放送についての空中線電力の制限を緩和することは、コミュニティ放送の制度目的を逸脱し、一般の放送局と異なる規律を適用する根拠を失わせることとなることのみならず、超短波放送用周波数が逼迫している中、周波数の効率的利用の要請にも反することとなることから、特区という限られた地域であっても不適當である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>現行法では必要に応じ中継局の設置が認められているが経営状況からみて当該設備投資は不可能であるので増力による方法にて設備負担を軽減し、難聴地域の解消をはかりたい。災害情報の伝達はNHK及び県域放送が担うものであることは承知しているが地域ならではのきめこまやかなリアルタイム情報はコミュニティ放送が担うことこそ地域住民にとってますます有益なものとなる。又、可聴地域拡大による経営内容改善への影響力もあり是非お願いしたい。記載のとおり希望するカバー率はラジカセロッドアンテナレベルでクリアに受信できる状態をさし、屋外受信FMアンテナの設置は現実的ではないように思われる。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	-
<p>住民への災害情報の伝達手段としては、防災行政無線のほか、避難勧告の伝達など災害応急対策の実施について法的責務を負ったNHK及び県域の一般放送事業者によるラジオの中波放送、超短波放送が確保されているが、そうした災害情報</p>				

の伝達に対する法的責務、及び県域レベルでの「あまねく普及義務」を負った県域放送局においても、コミュニティ放送と同様の受信設備を受信状態の基準にしており、電波の弱い場所ではコミュニティ放送局と同様に受信設備の改善による対応を要するものである。したがって、超短波放送用周波数の一層の逼迫が想定される中で、コミュニティ放送について、受信状態の基準を変更することは不適當である。

また、全国の市区町村で約220局しかコミュニティ放送局は開局されておらず、コミュニティ放送局は全国的に増え続けていることから、周波数の有効利用の要請、コミュニティ放送局が開局されていない市区町村における新規開設機会の確保等の観点から、経営内容改善等のためにコミュニティ放送の空中線電力の上限値を緩和することは困難であり、特区という限られた地域であっても実施することは困難である。

なお、「コミュニティエフエムはまなす」については、今年3月に総合通信局において既存局に混信を与えない範囲内で最大限の20Wまで増力できるように送信アンテナの設置場所の変更等の改善を図り設備変更許可を行ったところであり、これ以上の増力は既存局への混信障害のために物理的にも困難であると考えている。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの再意見				
<p>前回まで説明してきたとおり今回特区申請したのは市町村合併したエリアをカバーする為の中継送信所設置には北海道当市における経済状況は特に厳しいものがあり弊社単独では難しい。当市が安心安全について重要施策として取り組んでいることについても理解して頂きたい。又、加えて隣接する三笠市には桂沢ダムがあり、ここから当市へ流れる幾春別川の災害対策、緊急放流時の情報伝達としても国土交通省北海道開発局との連携をはかってゆきたい。既存局への混信とあるが、前回記載のとおりアンテナ方位、電力分配比率等の調整にて混信は避けられるものと理解している。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	-
<p>岩見沢市が安心安全について重要施策として取り組んでいることは理解するが、コミュニティ放送は、「商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ること」を目的とするものであり、住民への災害情報の伝達手段としては、防災行政無線のほか、避難勧告の伝達など災害応急対策の実施について法的責務を負った NHK 及び県域の一般放送事業者によるラジオの中波放送、超短波放送が確保されており、河川の災害対策、ダムの緊急放流時のような災害・緊急情報等の住民への確実な伝達にはこうした多様な手段の利用が考えられる。加えて、災害時の実際のニーズに応じて、臨時災害対策用の臨時目的放送局を迅速に開設することも可能である。</p> <p>前回も回答したとおり、「コミュニティエフエムはまなす」については、今年3月に総合通信局において既存局に混信を与えない範囲内で最大限の20Wまで増力できるように施設変更許可を行ったところであり、それにより世帯カバー率は85%を超えるまでに改善している。これ以上の増力は既存局への混信障害のために物理的にも困難であるとともに、コミュニティ放送局が未開局で既に開局相談を受けている周辺の市町村における新規開局にも支障を生じるものと懸念している。</p> <p>このため、周波数の有効利用の要請、コミュニティ放送局が開局されていない市区町村における新規開局機会の確保等の観点から、コミュニティ放送の空中線電力の上限値を緩和することは困難であり、特区という限られた地域であっても実施することは困難である。</p>				

04 総務省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	040140	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	コミュニティFM放送局の出力上限緩和	都道府県	北海道
		提案事項管理番号	1046010
提案主体名	(株)エフエムなかそらち		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	放送用周波数使用計画(昭和 63 年郵政省告示第 661 号) 第 1 総則 10
制度の現状	空中線電力は、原則として20W 以下で必要最小限のものとする。

求める措置の具体的内容	<p>現行規制では、コミュニティFMの空中線電力は、原則として20W以下で必要最小限のものとされているが、特区においてはコミュニティFMの出力を(現行20W)を50W程度まで認める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>コミュニティFMラジオ放送局、株式会社エフエムなかそらちは、滝川市を中心にして、放送業務を行っています。滝川市がある中空知地域自治体5市5町が、合併協議会を設置して、協議を進めて来ましたが、残念ながら合意に至らず解散してしまいました。しかし当局は、開局初年度より、中空知広域市町村圏組合と契約しており、構成10市町のイベント、特産品、行政情報等をPRする番組「GO！GO！中空知」を7年間放送しています。電波が届かない市町からは従前より出力増強の要請があり、各首長から総務省に要望書を提出する準備もあるように伺っています。また、災害時の住民告知手段として、滝川市、砂川市、赤平市、新十津川町とは既に防災協定を締結しており、台風災害などの特別放送で滝川市より感謝状を頂いています。今後も、過疎化する地域住民の安心安全をはかる為の緊急通報手段の一つとして、50W への出力増強をお願い致します。なお、出力を50W にしても、周辺他局の位置や周波数を勘案すれば、混信の恐れはないと見込まれます。また、当局の経営状況からすると、中継局設置は困難であり、出力増強していただくことが、定住自立圏構想や新たな合併構想に対応する最良の方法と考えます。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
<p>コミュニティ放送は、「商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ること」を目的とするものであり、コミュニティ放送局は、一般の放送局と異なり、各市区町村の一部の区域において当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を促進する観点から制度化された小規模な放送局である。</p> <p>コミュニティ放送局は、使用周波数が限定されるとともに、空中線電力についても上限(20W)が定められ、放送区域が一の市町村(特別区を含み、地方自治法第252条の19に規定する指定都市にあつては区)の一部の区域に限定される代わりに、一般の放送局において必要となる競願処理、比較審査等の手続きを経ることなく、簡易かつ迅速な手続き(先願主義)で開局を可能としているものである。</p> <p>なお、地理的条件、広域な行政区域を考慮し必要な放送対象地域をカバーする必要がある、一の放送局によりカバーすることが困難な場合は、アンテナの設置場所の見直しや中継局の設置など現行制度下において対処が可能であり、現にそうした対応を行っているコミュニティ放送事業者も存在しているところである。</p> <p>また、住民への災害情報の伝達手段としては、防災行政無線のほか、災害対策基本法に基づく指定公共機関又は指定地方公共機関として避難勧告の伝達など災害応急対策の実施について法的責務を負ったNHK及び県域の一般放送事業者によりラジオの中波放送、超短波放送が確保されており、災害・緊急情報等の住民への周知・広報は多種多様な手段が可能である。加えて、災害時の実際のニーズに応じて、臨時災害対策用の臨時目的放送局を迅速に開設することも可能である。</p> <p>さらに、FMラジオ放送を室内でクリアな状態で聴取するには、屋外アンテナの設置等による受信設備の改善により対応することが可能であり、コミュニティ放送局に限らず県域局においても電波の弱い場所では同様の対応が求められるものである。</p> <p>また、全国の市区町村で約220局しかコミュニティ放送局が開局されておらず、コミュニティ放送局は全国的に増え続けていることから、周波数の有効利用の要請、コミュニティ放送局が開局されていない市区町村における新規開設機会の確保等の観点からコミュニティ放送の空中線電力の上限を緩和することは不適當である。なお、当該放送局の免許申請書の世帯カバー率は85%を超えている。</p> <p>したがって、提案のようにコミュニティ放送についての空中線電力の制限を緩和することは、コミュニティ放送の制度目的を逸脱し、一般の放送局と異なる規律を適用する根拠を失わせることとなることのみならず、超短波放送用周波数が逼迫している中、周波数の効率的利用の要請にも反することとなることから、特区という限られた地域であっても不適當である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	-

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
--------	--	--	--	--

提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	-

04 総務省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	040150	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	コミュニティFM放送局の出力上限緩和	都道府県	北海道
		提案事項管理番号	1051010
提案主体名	(株)ねむろ市民ラジオ		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	放送用周波数使用計画(昭和 63 年郵政省告示第 661 号) 第 1 総則 10
制度の現状	空中線電力は、原則として20W 以下で必要最小限のものとする。

求める措置の具体的内容	<p>現行規制では、コミュニティFMの空中線電力は、原則として20W以下で必要最小限のものとされているが、特区においてはコミュニティFMの出力を(現行20W)を50W程度まで認める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>一般のFM放送局に比べ、コミュニティFM放送局は、極力小電波出力しか認可されない。現在、電波法ではコミュニティFMの出力は20W以下とされているが、20Wでは一つの市を十分カバーできないことが多い。実際、FMねむろの場合、根室市内の周辺部等では聴取できない地域があり、市内で格差が生じている。一方、大地震(例 中越地震、岩手・宮城内陸地震)の際、被災者が一番助かったのはラジオ放送、とりわけ地域社会に密着し細かな情報を提供しているコミュニティFMである。災害に強いコミュニティを目指すのは国是であり、コミュニティFM強化が望まれる。特に、根室市内において電波出力が弱い為に聴取困難となっている地域は、海岸部であったり、市街から離れ家屋が点在しているようなところであったりと、災害が起きた際に最も情報を必要とする地域である。そうした地域からは、FMねむろを聴取したいとの要望も出されているため、出力を50Wに増強し、聴取困難地域の解消を実現したい。コミュニティFMの特長は、地域密着による個別具体的な情報提供というソフト面にあり、出力アップというハード面の増強は、コミュニティ放送の制度目的から必ずしも逸脱するとは考えられない。なお、出力を50Wにしても、周辺他局の位置や周波数を勘案すれば、混信の恐れはないと見込まれる。また、FMねむろの経営状況からすると、中継局設置は困難であり、または、起伏が乏しい地形と年間通して吹く強風によって、送信施設を標高の高いところに設置することも困難である。そのため出力増強により、聴取困難地域の解消に取り組んでいくことが現実的である。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
<p>コミュニティ放送は、「商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ること」を目的とするものであり、コミュニティ放送局は、一般の放送局と異なり、各市区町村の一部の区域において当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を促進する観点から制度化された小規模な放送局である。</p> <p>コミュニティ放送局は、使用周波数が限定されるとともに、空中線電力についても上限(20W)が定められ、放送区域が一の市町村(特別区を含み、地方自治法第252条の19に規定する指定都市にあつては区)の一部の区域に限定される代わりに、一般の放送局において必要となる競願処理、比較審査等の手続きを経ることなく、簡易かつ迅速な手続き(先願主義)で開局を可能としているものである。</p> <p>なお、地理的条件、広域な行政区域を考慮し必要な放送対象地域をカバーする必要がある、一の放送局によりカバーすることが困難な場合は、アンテナの設置場所の見直しや中継局の設置など現行制度下において対処が可能であり、現にそうした対応を行っているコミュニティ放送事業者も存在しているところである。</p> <p>また、住民への災害情報の伝達手段としては、防災行政無線のほか、災害対策基本法に基づく指定公共機関又は指定地方公共機関として避難勧告の伝達など災害応急対策の実施について法的責務を負ったNHK及び県域の一般放送事業者によりラジオの中波放送、超短波放送が確保されており、災害・緊急情報等の住民への周知・広報は多種多様な手段が可能である。加えて、災害時の実際のニーズに応じて、臨時災害対策用の臨時目的放送局を迅速に開設することも可能である。</p> <p>さらに、FMラジオ放送を室内でクリアな状態で聴取するには、屋外アンテナの設置等による受信設備の改善により対応することが可能であり、コミュニティ放送局に限らず県域局においても電波の弱い場所では同様の対応が求められるものである。</p> <p>また、全国の市区町村で約220局しかコミュニティ放送局が開局されておらず、コミュニティ放送局は全国的に増え続けていることから、周波数の有効利用の要請、コミュニティ放送局が開局されていない市区町村における新規開設機会の確保等の観点からコミュニティ放送の空中線電力の上限を緩和することは不適當である。なお、当該放送局の免許申請書の世帯カバー率は85%を超えている。</p> <p>したがって、提案のようにコミュニティ放送についての空中線電力の制限を緩和することは、コミュニティ放送の制度目的を逸脱し、一般の放送局と異なる規律を適用する根拠を失わせることとなることのみならず、超短波放送用周波数が逼迫している中、周波数の効率的利用の要請にも反することとなることから、特区という限られた地域であっても不適當である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	-

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
--------	--	--	--	--

提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	-

04 総務省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	040160	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地域防災に協力するコミュニティFM放送局の出力上限基準の緩和	都道府県	徳島県
		提案事項管理番号	1055010
提案主体名	徳島県		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	放送用周波数使用計画(昭和 63 年郵政省告示第 661 号) 第 1 総則 10
制度の現状	空中線電力は、原則として20W 以下で必要最小限のものとする。

求める措置の具体的内容	地震・津波など災害発生時における県民への避難勧告伝達手段を強化させるため、コミュニティFMの空中線電力の上限を緩和していただきたい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>徳島県では、今世紀前半にも発生することが危惧されている南海地震に備え、被害を最小限に抑え、「地震に強いとくしま」を実現するため、「徳島県地震防災対策行動計画」の重点項目「被災者の迅速な救助・救命対策」の一として、防災情報・通信体制の強化する施策を展開している。</p> <p>その取り組みの一つとして、災害対策基本法第 57 条の規定により、本県唯一のコミュニティFM局と災害時の放送要請に関する協定を取り交わし、これまで、当該コミュニティFM局には、南海地震の発生を想定したラジオ図上訓練や「とくしま防災フェスタ」の模様の放送等、県の防災対策や危機管理に協力いただいている。</p> <p>一方、災害発生時においては、より多くのチャンネルによる的確な情報提供が求められるが、当該コミュニティFM局から半径2km以内に位置する県庁舎等においても放送の聴取が困難な状況がみられることから、低コストで早急に対応することが可能なコミュニティFM放送の空中線電力の上限緩和を要望するものである。</p> <p>なお、周辺地域にコミュニティFMが開局される場合は、その都度、緩和した上限出力を引き下げることが条件とすることにより、混信を防ぐものとする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
<p>コミュニティ放送は、「商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ること」を目的とするものであり、コミュニティ放送局は、一般の放送局と異なり、各市区町村の一部の区域において当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を促進する観点から制度化された小規模な放送局である。</p> <p>コミュニティ放送局は、使用周波数が限定されるとともに、空中線電力についても上限(20W)が定められ、放送区域が一の市町村(特別区を含み、地方自治法第252条の19に規定する指定都市にあつては区)の一部の区域に限定される代わりに、一般の放送局において必要となる競願処理、比較審査等の手続きを経ることなく、簡易かつ迅速な手続き(先願主義)で開局を可能としているものである。</p> <p>また、住民への災害情報の伝達手段としては、防災行政無線のほか、災害対策基本法に基づく指定公共機関又は指定地方公共機関として避難勧告の伝達など災害応急対策の実施について法的責務を負ったNHK及び県域の一般放送事業者によりラジオの中波放送、超短波放送が確保されており、災害・緊急情報等の住民への周知・広報は多種多様な手段が可能である。加えて、災害時の実際のニーズに応じて、臨時災害対策用の臨時目的放送局を迅速に開設することも可能である。</p> <p>さらに、FMラジオ放送を室内でクリアな状態で聴取するには、屋外アンテナの設置等による受信設備の改善により対応することが可能であり、コミュニティ放送局に限らず県域局においても電波の弱い場所では同様の対応が求められるものである。</p> <p>したがって、提案のようにコミュニティ放送についての空中線電力の制限を緩和することは、コミュニティ放送の制度目的を逸脱し、一般の放送局と異なる規律を適用する根拠を失わせることとなることのみならず、超短波放送用周波数が逼迫している中、周波数の効率的利用の要請にも反することとなることから、特区という限られた地域であっても不適當である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>本提案は、コミュニティ放送を使い日常から地域住民の防災意識を高め、地域住民自ら地区防災への活動を助長するとともに、地域コミュニティ活動の活性化まで目指すものである。加えて聴取が可能なFM局数が少ないため、「一経済・行政圏」を構成する複数の自治体域でコミュニティFM放送が聴取できることが望まれている。現在のところ、本県では新規開局の動きはなく、超短波放送用周波数も逼迫していないと考えられる。仮に上限出力を緩和後に、新規参入があった場合には、新局とエリアを分け合い、弾力的に上限出力を引き下げて混信を防ぎ、コミュニティFM局の制度を遵守したいと考えるので、特区としての規制緩和の再検討をお願いしたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	-
<p>コミュニティ放送局は、使用周波数が限定されるとともに、空中線電力についても上限(20W)が定められ、放送区域が一の市町村(特別区を含み、地方自治法第252条の19に規定する指定都市にあつては区)の一部の区域に限定される代わりに、一般の放送局において必要となる競願処理、比較審査等の手続きを経ることなく、簡易かつ迅速な手続き(先願主義)で開局を可能としているものである。</p> <p>「エフエムびざん」については山の上の非常に高い送信アンテナから放送波を送信しているために、免許申請書の徳島市の世帯カバー率は約87%を超えており、さらに放送対象地域以外の周辺の2市11町に大きなスピルオーバーを生じているところである。(同社HPにおいても県の55%をカバーしていると記載)</p> <p>このように県全域の多くの自治体をカバーするためには県域放送局があり、各市区町村の一部の区域において当該地域に密着した情報の提供を促進する観点から制度化されたコミュニティ放送局の空中線電力の上限値を緩和することでそうした広域をカバーすることは困難であり、特区という限られた地域であっても実施することは困難である。</p>				

ちなみに、徳島県内に新規開局の動きがなくとも、周辺の府県において、県域FM放送局やコミュニティ放送局が多数開設されており、FM放送用周波数が極めて逼迫しているため、提案のように増力することは既存局への混信障害を与えるために物理的にも困難である。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	-

04 総務省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	040170	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	コミュニティFM放送局の複数波割り当て	都道府県	鹿児島県
		提案事項管理番号	1077010
提案主体名	特定非営利活動法人ディ(あまみエフエム)		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	電波法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第67号) 別紙2 第5 4(1)キ
制度の現状	放送を行おうとする地域内の不感地域解消のため、中継局を設置する場合には、主たる放送局と同一の周波数を使用し、かつ、妨害が発生しない場合に限り認めることとする。

求める措置の具体的内容	コミュニティFMの現制度では、一事業者に一波周波数が認められており、聴取範囲拡大のため中継局の増設となると同周波数を使用するため各送信所からの電波が重なる地域において混線が生じる状況になります。奄美大島は国内の離島の中でも平地が少なく山地が多い地域で、山間部に集落が点在する為、同周波数にて中継局を増設することでのエリアカバーが、困難な状況です。また、平成18年の名瀬市・笠利町・住用村の合併により奄美市となりましたが、北部は飛び地合併となり広域的なエリアカバーが課題となっております。
具体的事業の実施内容・提案理由	コミュニティFMの周波数一波を複数波頂ける事により、異なった周波数で中継所を増設し、奄美市内のエリアカバーが可能になります。離島という地域特性もあり、隣接する地域が少ないため他の地域と今後使用周波数帯がひっ迫する可能性も薄いと思われます。奄美大島は行政区分は鹿児島県でありながら、文化や言語も異なるため、奄美大島(人口約48000名)の地元メディアとして、弊社は特定非営利活動法人として設立いたしました。島ンチュの島ンチュによる島ンチュのためのラジオ局として賛助会員(現在約1000名)の会費と地元企業などからの広告収入で運営し、奄美大島において公共放送的な役割を行っております。奄美市と今後防災協定を結ぶ覚書を交わしており、台風の常襲地帯でもある奄美大島において、防災の観点からも奄美市のエリアカバーは責務と考えています。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
<p>コミュニティ放送局は、放送区域が一の市町村(特別区を含み、地方自治法第252条の19に規定する指定都市にあっては区)の一部の区域に限定され、使用周波数や空中線電力の制限を受けるかわりに、一般の放送局において必要となる競願処理、比較審査等の手続きを経ることなく、簡易かつ迅速な手続き(先願主義)で開局を可能としているものである。また、限られた周波数帯域を有効活用するため、一のコミュニティ放送事業者に一の周波数の使用を認め、その前提の下に中継局の設置も認めているところであり、異なる周波数により中継局を設置することは、超短波放送用周波数が逼迫している中、周波数の効率的利用の要請に応じたものとは考えられない。</p> <p>また、ラジオ放送の聴取者の中には移動しながら受信する者も多く、同一市区町村内で異なる周波数で放送を行うよりも、同一周波数であっても、他のコミュニティ放送事業者が導入している同期放送技術を用い、干渉域を山林等の聴取に影響の少ない場所へ調整することにより、中継局を増設した方が聴取者の利便に資することが考えられる。</p> <p>また、住民への災害情報の伝達手段としては、防災行政無線のほか、災害対策基本法に基づく指定公共機関又は指定地方公共機関として避難勧告の伝達など災害応急対策の実施について法的責務を負ったNHK及び県域の一般放送事業者によりラジオの中波放送、超短波放送が確保されており、災害・緊急情報等の住民への周知・広報は多種多様な手段が可能である。加えて、災害時の実際のニーズに応じて、臨時災害対策用の臨時目的放送局を迅速に開設することも可能である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>提案主体が位置する離島地域においては、超短波放送用周波数が逼迫しているとは考えにくいと、統一的な基準によらず、個別に判断し回答願いたい。</p> <p>併せて右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>同期放送技術は演奏所からの専用回線が必要になり、聴取エリアカバーのための中継局設置予定地域では山頂が望ましい反面、近辺に専用回線が整備されておらず、中継所までの引き込みが困難な状況です。今後の他放送局が開局される可能性を考えても超短波放送局用周波数がひっ迫する状況は少なく思われます。また市民からの防災情報収集等に関しても、地元で演奏所が設置されているのは本局だけです。奄美は台風の常襲地帯であり防災行政無線等は、個別受信機が全世帯に設置されておらず、屋外スピーカーでは屋内で聴取するには厳しい状況。また台風時に臨時災害対策用の臨時目的放送局の開設は困難と思われます。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	-
<p>演奏所と中継局を結ぶ中継回線については、固定無線回線による無線局免許も認められているところであり、中継所までの引き込み回線は確保できるため、同期放送技術により同一の周波数で中継局を設置することは可能である。また、中継局を置局するにあたっては、そもそも電力供給のために電力線の引き込みが必要となるため、同じ電柱に電話線等を共架させ、専用回線を新たに引き込むことも考えられる。</p> <p>また、島の端の地域をカバーするために中継局を設置するよりも、親局のアンテナの指向性改善を図り、親局により直接カバーした方が維持管理費の圧縮も期待できる。そうした上でさらに残る地域については、干渉域を聴取に影響の少ない場所へ調整することにより、同一周波数による中継局を設置することが考えられる。県域と異なり市区町村域内のような狭い地域、特に離島のように車で移動する範囲内のところでは、台風等の気象情報を提供する場合においてもエリア内で同一周波数を使用することが聴取者の利便に資することが考えられる。</p> <p>このように異なる周波数を用いた中継局の設置の必要性に関する技術的な検討結果や同期放送を不可能とする技術的な理由も分からないことから、離島地域であっても電波の能率的な利用の確保や聴取者の利便性の確保の観点から異なる周波数を中継局へ使用することは困難である。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
			-

04 総務省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	040180	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	岐阜県立多治見病院ドクターカーによる救急活動に おける消防用無線の使用	都道府県	岐阜県	
		提案事項管理番号	1031010	
提案主体名	岐阜県立多治見病院			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	電波法(昭和25年法律第131号) 電波法関係審査基準(平成13年1月6日 総務省訓令第67号)
制度の現状	<p>消防法において救急業務のあり方、救急隊の組織方法、任務等を規定。</p> <p>電波法において無線局開設の方法、免許の可否、技術的基準、無線局運用のルール等を規定。</p>

求める措置の具体的内容	<p>法令等により、専ら消防組織が救急・消防業務において使用できている消防用無線について、岐阜県立多治見病院が運用するドクターカーの活動エリア内において、病院のドクターカースタッフも使用が可能となるよう要望する。</p> <p>※活動エリア: 多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡、美濃市、関市、郡上市、瀬戸市 (H20.11月現在)</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(背景) ・本年4月の道交法施行令の改正により、市町村の要請で医師を直接現場へ派遣できる緊急自動車「新型ドクターカー」の運用が可能となる。当院では多治見市他、周辺地域の消防本部との相互応援協定に基づき、全国に先駆けて9月1日より運用を開始した。</p> <p>(実施内容) ・消防署員が現場で使用する消防用無線をドクターカーのスタッフも使用することで、消防とのリアルタイムな情報共有が可能になり、現場活動をより迅速に行うことができる。その上、早い段階から患者に対する適切な処置方法について、現場へ直接伝達することもでき、救命率を向上させることができる。・使用波については、各市内消防波との混線を回避するため、県内では県内共通消防波を使用し、瀬戸市では全国波を使用する。このことで、愛知県ドクターヘリ(消防無線機搭載)と連携した活動もしやすくなり、ドクターカーの活動の幅が広がる。</p> <p>(提案理由) ・ドクターカー活動は常に消防と行動を共にするため、現場の消防署員との連絡・通信は極めて重要である。現在は携帯電話や簡易無線機等を使い、消防本部を中継して連絡を取り合っているが、大きなタイムラグが生じ、リアルタイムな情報共有ができないため、現場合流の遅れや現場指揮下へのスムーズな体制の移行が困難であることが多い。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
<p>消防用無線局については、その通信系に消防機関の指揮統制下でない運用者が加わった場合、消防業務の円滑な遂行に影響を及ぼすおそれがあることから、その免許人は消防機関に限っているところです。</p> <p>しかしながら、ドクターカーにより出動途上の医師の指示の下で救急隊が応急処置を実施する場合等、消防業務の遂行上必要な通信のため、医療機関が消防用無線局の運用を行うことが必要な場合には、電波法施行規則第5条の2及び平成7年郵政省告示第183号第3項の規定に基づき、免許人による適切な監督、免許人との契約関係の存在及び無線局運用証明書の携帯の要件を備えることで、ドクターカーに乗車する医師等は、消防機関を免許人とする消防用無線局を運用して、救急隊との間で無線通信を行うことが可能です。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	-

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	-

04 総務省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	040190	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	救急救命士による血糖値と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与	都道府県	千葉県
		提案事項管理番号	1065010
提案主体名	印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会		

制度の所管・関係府省庁	総務省 厚生労働省
該当法令等	救急救命士法第44条 救急救命士法施行規則第21条 告示:救急隊員の行う応急処置等の基準

制度の現状	救急救命士の処置範囲については、通知にて範囲の定められているとおりであるが、要望事項については記載が無く処置が認められていない。
-------	--

求める措置の具体的内容	意識障害を呈している傷病者へ、直接メディカルコントロール下において救急救命士による簡易血糖測定器による血糖値測定と、低血糖発作が確定した際にブドウ糖溶液の投与を行う。
-------------	---

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>糖尿病の国内患者数は、この40年間で約3万人から700万人程度にまで増加し、さらに境界型(糖尿病予備軍)を含めると2000万人に及ぶとも言われます。この糖尿病患者数の増加と相まって、低血糖発作で救急搬送されるケースも増加しています。</p> <p>重症低血糖発作では昏睡状態となり、症状からは脳血管障害との鑑別が重要となります。この鑑別には血糖測定が有効ですが、現在の救急救命士法では簡易血糖測定器による血糖測定を実施することはできません。そのため、強く低血糖発作が疑われる患者であっても、救急隊は脳血管障害にも対応可能な3次医療施設への搬送を余儀なくされます。</p> <p>簡易血糖測定器の取扱いは容易であり、患者本人だけでなく医学知識の全くない患者家族でさえも外来での短時間の練習で施行可能です。ある程度の医学知識を備えた救急救命士が施行することに何ら支障はないと考えます。さらに血糖測定は低血糖発作の鑑別だけでなく、適正な医療機関の選択にも大変有効です。また、低血糖発作症例に対しては静脈路確保を行い、ブドウ糖溶液を投与することは昏睡状態からの一早い回復に大変有効と考えます。</p> <p>当MCでは、救急救命士に糖尿病の病態生理・低血糖症状の鑑別方法・血糖測定器の使用実習・ブドウ糖液の使用方法など独自のカリキュラムを組み、救急救命士の医学知識と医療技術を担保し、MCにて認定を行った上での施行を考えております。</p> <p>今後も増加が予想される低血糖発作患者への救急救命士の血糖測定と低血糖時のブドウ糖溶液の投与を、医師の直接の指示下である直接メディカルコントロール下に認めていただきたいと思います。</p>
-----------------	--

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	-	措置の内容	-
<p>低血糖による意識消失を迅速に判断することが的確な搬送に資すること、また患者への侵襲性も低いことから、血糖値の測定については適切なメディカルコントロール体制の下認定すべきである。</p> <p>一方で、ブドウ糖溶液の投与については、溶液の濃度等の選択において医学的判断を要する。例えばブドウ糖溶液は患者の血管を傷つけるおそれもあるため、その有効性、安全性についてはさらなる検証を要すると考える。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>救急救命士による簡易血糖測定器を使用した血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与に関する回答をいただいたところではありますが、回答内容についてご質問いたします。「ブドウ糖液は患者の血管を傷つけるおそれがある」とのお考えですが、静脈路確保に関しては心肺停止例に施行している手技であり、ブドウ糖投与に関しましても、人体に影響を及ぼす可能性は大変少ないと考えます。印旛MCでは認定救急救命士を対象にシナリオ演習を取り入れた特定行為確認訓練を年3回開催し、救急救命士の質を維持するとともに、その検証を行っております。事後検証についても細かい指導を通じた救急救命士及び救急隊員の教育を行っております。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	-	「措置の内容」の見直し	-
<p>救急救命士の処置範囲の拡大全般に関しまして、救急救命士法を所管します厚生労働省が、研究会の開催について検討を開始していると厚生労働省より伺っております。処置拡大については、厚生労働省の検討の動向を踏まえ、認められるべきと考えます。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	-	「措置の内容」の再見直し	-

04 総務省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	040200	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用	都道府県	千葉県	
		提案事項管理番号	1065020	
提案主体名	印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会			

制度の所管・関係府省庁	総務省 厚生労働省
該当法令等	救急救命士法第44条 救急救命士法施行規則第21条 告示:救急隊員の行う応急処置等の基準
制度の現状	救急救命士の処置範囲については、通知にて範囲の定められているとおりであるが、要望事項については記載が無く処置が認められていない。

求める措置の具体的内容	喘息治療中患者の重症発作時に、直接メディカルコントロール下において、処方されている吸入β刺激薬を救急救命士が使用し、病院前における喘息死を防ぐことに寄与する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本邦における気管支喘息での年間死亡数は、平成17年の人口動態統計によると3198人(男性:1565人、女性1633人)となっています。人口10万人に対する死亡率は2.5人で、この10年間で半減しているものの、喘息死に遭遇することは稀ではありません。</p> <p>現在、救急救命士が重症化した気管支喘息の傷病者に対して行うことの出来る応急処置は、酸素投与のみとなっております。重症喘息発作時には、救急搬送の振動や騒音のストレス、冬の冷たい外気などで患者は容易に心肺機能停止状態に陥ってしまいます。</p> <p>そこで、患者本人に処方されている吸入β刺激薬の本人使用を救急救命士が代行することを提案いたします。</p> <p>現在、傷病者本人、または保護者のみが吸入β刺激薬を使用できるようになっておりますが、救急救命士には使用できないのが現状です。救急現場に患者本人のみで重症喘息発作時には、患者本人が自力で吸入を行うだけの体力や思考能力はもはや期待出来ない状態です。さらに喘息死の約48%が病院前あるいは救急室との報告があります。病院前救護において救急救命士による吸入薬の介助が実施されれば、喘息によって死にいたる患者を救命することに非常に有効と考えます。</p> <p>当MCでは、救急救命士に気管支喘息の病態生理・重症喘息発作の鑑別方法・β刺激薬の作用と副作用・吸入器の使用方法など独自のカリキュラムを組み、救急救命士の医学知識と医療技術を担保し、MCにて認定を行った上での施行を考えております。</p> <p>適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていることと、医師の直接の指示下である直接メディカルコントロール下であることが必須の条件とした上で、本提案を認めていただきたいと思っております。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	-	措置の内容	-
<p>吸入β刺激薬については、副作用の危険があり医学的判断を伴う。処方された薬の介助であっても、認定は時期尚早であり、有効性、安全性についてさらなる検証を要すると考える。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>					
<p>提案主体からの意見</p> <p>救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用に関する回答をいただきました。あくまで救急救命士の観察所見からオンラインで医師が判断し、オンライン下で吸入β刺激薬の使用を行うことを必須の条件とした申請です。「副作用の危険があり医学的判断を伴う。処方された薬の介助であっても、認定は時期尚早である」との回答で、「医学的判断」について、重症喘息患者の症状と評価および吸入β刺激薬の介助使用の方法などについて印旛MC協議会で講習を行い、印旛MC協議会で認定した救急救命士に重症喘息患者のプレホスピタルにおけるオンライン下での吸入β刺激薬の使用を許可したいと考えております。</p>					
<p>再検討要請に対する回答</p>		<p>「措置の分類」の見直し</p>	-	<p>「措置の内容」の見直し</p>	-
<p>救急救命士の処置範囲の拡大全般に関しまして、救急救命士法を所管します厚生労働省が、研究会の開催について検討を開始していると厚生労働省より伺っております。処置拡大については、厚生労働省の検討の動向を踏まえ、認められるべきと考えます。</p>					

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>					
<p>提案主体からの再意見</p>					
<p>再々検討要請に対する回答</p>		<p>「措置の分類」の再見直し</p>	-	<p>「措置の内容」の再見直し</p>	-
<p></p>					

04 総務省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	040210	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液について	都道府県	千葉県	
		提案事項管理番号	1065030	
提案主体名	印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会			

制度の所管・関係府省庁	総務省 厚生労働省
該当法令等	救急救命士法第44条 救急救命士法施行規則第21条 告示:救急隊員の行う応急処置等の基準

制度の現状	救急救命士の処置範囲については、通知にて範囲の定められているとおりであるが、要望事項については記載が無く処置が認められていない。
-------	--

求める措置の具体的内容	出血性ショックや、明らかな脱水等を呈している傷病者に対し、直接メディカルコントロール下において救急救命士による静脈路確保、輸液処置により、防ぎ得た死亡の削減に寄与する。
-------------	--

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在の救急救命士法では、省令により心肺機能停止状態の患者に対して医師の指示のもとに定められた医療行為(特定行為)が許されておりますが、交通事故等の外傷傷病者や熱中症者、消化管出血等の出血性ショックの傷病者に対して心肺機能停止前に静脈路確保と輸液を実施することは出来ません。つまり現状では、救急救命士は目前で血圧が低下し、生命徴候が失われてゆく傷病者の見守るしかなく、心停止を待つようやく輸液が施行可能となる状況です。これは、防ぎ得た死亡(Preventable Death)以外のなにものでもありません。</p> <p>実際、ドクターヘリで出勤し現場で輸液のみの医療行為を施行した28例の検討では、現場の平均血圧 $68.3 \pm 17.4 \text{mmHg}$ が病着時には $99.5 \pm 29.3 \text{mmHg}$ へ回復しており、統計学的に有意差を持って循環動態の改善に輸液の効果が実証されました。さらに現場で循環動態が不安定であった32例の検討では、現場でその全例に輸液を行い、さらに9例に気管挿管と5例に胸腔穿刺を施行することで、予測生存率が現場の 0.56 ± 0.38 から病着時には 0.65 ± 0.38 に改善し、輸液の効果は予後にも影響することが示唆されました。</p> <p>そこで、救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液を提案いたします。</p> <p>傷病者が出血性ショックの状態から心停止に陥る前に、救急救命士により静脈路確保が実施されれば、防ぎ得た死亡(Preventable Death)の削減に大きく寄与すると考えます。</p> <p>適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていることが必須の条件とし、さらに実際の現場で施行する際は医師の直接の指示下である直接メディカルコントロールとした上で、本提案を認めていただきたいと思います。</p>
-----------------	--

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	-	措置の内容	-
心肺機能停止前の患者についての静脈路確保のための輸液については、患者への侵襲性が低く、その有効性も高いとされている。さらなる検証と、教育体制を整え適切な教育を行った上で、認められるべきと考える。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案者意見について、回答されたい。				
提案主体からの意見				
重症外傷や熱中症、消化管出血などの傷病者では、循環血液量の急激な減少によるショック状態となり、やがて心停止に至ります。現行の救急救命士法では、心停止までは酸素投与のみが唯一可能な治療であり、心肺機能停止に至って漸く静脈路確保および輸液の投与が可能となります。このような患者では、救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液は侵襲性も低く、高い有効性を有する治療と考えます。現在、心停止後に可能な処置が心停止切迫状況下において「さらなる検証と、教育内体制を整え適切な教育を行った上で、認められる」と判断されていますが、いつ頃検証されますかお示ください。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	-	「措置の内容」の見直し	-
救急救命士の処置範囲の拡大全般に関しまして、救急救命士法を所管します厚生労働省が、研究会の開催について検討を開始していると厚生労働省より伺っております。処置拡大については、厚生労働省の検討の動向を踏まえ、認められるべきと考えます。				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	-	「措置の内容」の再見直し	-

04 総務省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	040220	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	セルフ式スタンドにおける牽引車両に搭載された水上バイクへの給油の解禁	都道府県	埼玉県
		提案事項管理番号	1073010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	危険物の規制に関する政令第17条第5項 危険物の規制に関する規則第28条の2の4
制度の現状	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所(セルフ式ガソリンスタンド)は、顧客に自ら自動車又は原動機付自転車に給油させることができる施設とする。

求める措置の具体的内容	セルフ式ガソリンスタンドにおいて、牽引車両に搭載された水上バイクであっても、強固に固定されていれば給油することを可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	現在、ガソリンスタンドの多くはお客が自分で給油する、いわゆるセルフ式となってきた。このセルフ式では、お客が自分で給油等作業を行うことで従業員の人件費等を削減し、その結果安い価格でガソリン等を提供している。そして、このセルフ式のガソリンスタンドにおいては、客が車両以外へ給油することが出来ないこととされており、牽引された車両に搭載された水上バイクへは給油することができない。しかしながら、このセルフ式ガソリンスタンドが主流となり、従来の従業員が給油するタイプのガソリンスタンドが減少すると、前記の牽引された車両に搭載された水上バイクに給油することが困難になる可能性がある。そもそも、牽引車両に搭載された水上バイクは、強固に固定されていれば、車両とみなすことが出来るものとも考えられる。そこで、セルフ式ガソリンスタンドであっても、牽引車両に搭載された水上バイクが強固に固定されていれば給油できるよう規制を緩和していただきたい。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>給油取扱所は、自動車等の燃料タンクにガソリン等を直接給油するための取扱所であり、危険物保安の観点から、原則として危険物取扱者が給油作業を行うこととされている。そして、社会的な要望を踏まえ、平成10年4月1日以降、必要な安全対策を付加した給油取扱所（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所）において、自動車又は原動機付自転車に限り顧客自らが給油を行うことができることとされたところである。</p> <p>給油取扱所には、他の顧客及びその同伴者等が居合わせる場合もあり、事故の防止及び事故が発生した場合の迅速な対応が他の危険物施設以上に求められることから、顧客自らがガソリン等を取り扱う行為は、必要最小限とする必要があり、牽引車両に搭載された水上バイクに給油することを認めることは危険物保安の観点から適当ではない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>セルフ式ガソリンスタンドで給油出来るか否かの安全面での判断基準・考え方を説明されたい。</p> <p>併せて、右提案者意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>危険物保安の観点から適当ではないとの回答でしたが、危険物保安の観点から考えますと車両として認められているナンバ一付牽引車両に強固に固定されている水上バイクは、停めてある原動機付自転車よりも格段に安定していると云え、安定に劣る原動機付自転車への給油が認められるにも係わらず、提案の水上バイクへは給油できないとする貴省の回答に納得できません。では、牽引車両に搭載されているものが自動二輪の場合は車両への給油となるので給油可能なのでしょうか？特区制度は提案を実現させるためにはどうすればいいのかをご協議くださるところと理解しております。是非とも実現に向けご検討くださいますよう、よろしくお願いいたします。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>顧客に自ら給油等させる給油取扱所（いわゆるセルフ式ガソリンスタンド）では、様々な安全対策を講じた上で自動車等への給油が認められているところ。固定された水上バイクであれば安定性があるため、保安上問題ないのではないかと御意見だが、機体の安定性のみが問題とされているのではなく、例えば、自動車等の給油の際に機能する安全装置が水上バイクに給油する際に機能するかどうかなどは確認されていない。</p> <p>また、セルフ式ガソリンスタンドは、他の顧客及びその同伴者等が居合わせる場合もあり、事故の防止及び事故が発生した場合の迅速な対応が他の危険物施設以上に求められることから、顧客自らがガソリン等を取り扱う行為は、必要最小限とする必要がある。</p> <p>このため、牽引車両に搭載された水上バイクにセルフ式ガソリンスタンドでの給油を認めることは危険物保安の観点から適当ではないと考える。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
<p>右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの再意見				
<p>水上バイクへの給油は車への給油と違うことはわかります。実際水上バイクもすべての機種では給油ノズルを根元まで差し込むことはできません。</p> <p>しかし給油が認められている原付も根元まで差し込むことはできません。</p> <p>一方、水上バイクはタンクにガソリンが溜まっていく様子を見ながら給油することができるので安全性は原付よりも高いと思います。</p>				

このようなことから水上バイクへの給油に問題があるとは思えません。

もし問題があるのであればその問題点と解決の方策をお示してください。示せないのであれば水上バイクへの給油の安全性は原付と同等以上とみなすことができ給油は可能となるはずです。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

Ⅲ

水上バイクへの給油について原動機付自転車への給油の安全性と比較して同等以上と考えられるとの御意見だが、御指摘の給油ノズルの問題以外にも例えば給油量や給油スペースの問題などがあり、現在給油が認められている行為と同等以上の安全性を有しているかどうかは確認されていない。

セルフ式ガソリンスタンドは、広く一般の方が引火の危険性のある危険物を直接取り扱うため、事故の防止及び事故が発生した場合の迅速な対応の観点から、顧客自らガソリン等を取り扱う行為は、必要最小限とする必要がある。原動機付自転車への給油は、国内での原動機付自転車の普及の状況や一回当たりの給油量が少ないことなどを踏まえ、認めているところである。

水上バイクの普及状況や生活における必要性等も勘案し、また、セルフ式ガソリンスタンドが全体の1割程度である現状を踏まえ、牽引車両に搭載された水上バイクにセルフ式ガソリンスタンドでの給油を認めることは危険物保安の観点から適当ではないと考える。

04 総務省 特区第14次 再々検討要請回答

管理コード	040230	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	危険物移送取扱所の配管等の扱いの規制緩和	都道府県	茨城県	
		提案事項管理番号	1078010	
提案主体名	茨城県、鹿島共同施設㈱			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	危険物の規制に関する政令第 18 条の2、危険物の規制に関する規則第 28 条の4、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第5条第1号
制度の現状	<p>危険物の規制に関する規則(以下「規則」という。)第 28 条の 4 及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(以下「告示」という。)第 5 条第1号で、移送取扱所の配管の材料の規格は、JISG3454「圧力配管用炭素鋼鋼管」、JISG3455「高圧配管用炭素鋼鋼管」、JISG3456「高温配管用炭素鋼鋼管」、又は JISG3459「配管用ステンレス鋼鋼管」と規定されている。</p> <p>ただし、規則第 28 条の 53 第 9 項及び告示第 68 条第1項の規定により、特定移送取扱所以外の移送取扱所に係る配管については、配管に</p>

求める措置の具体的内容	危険物移送取扱所の材料規格をJISG3454(圧力配管用炭素鋼鋼管)からJISG3452(配管用炭素鋼管)に条件付きで認めていただきたい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>○条件(安全の担保)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 低圧(設計活力10kg/cm²未満)での使用に限定する。 2) 自動車加重、土圧等の影響を受けない条件での使用に限定する。(埋設部は防護工作物(ボックスカルバート)の中に敷設し外部加重を排除) 3) 配管の最小厚さが告示で定める基準に適合しない場合は、告示で定める破損試験を行い破損しないことを確認することとする。 <p>○提案理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物移送取扱所の材料規格は降伏点の計算式によるが、これは、原則、埋設した場合の自動車加重、土圧等の影響を考慮したものである。鹿島臨海工業地帯の場合、利便施設用地を確保し、ほとんど全ては地上のラックを用いたオーバーガーターであり、一部埋設部があるが、全て防護工作物の中に敷設し外部加重を排除している。このため、降伏点の計算式を用いる必要性が生じない。 ・埋設しない通常のプラントを想定すると、JISの内圧に対する耐圧性能については10気圧の場合、必要最小肉厚は2.5mmとなるが、当方が提唱するJISG3452(配管用炭素鋼管)は6.9mmと2.76倍の厚みとなり、通常のボイラー一圧(パイプ含む)より、はるかに安全性を有することとなる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
<p>規則第 28 条の 53 第 9 項及び告示第 68 条第 1 項の規定により、①特定移送取扱所以外の移送取扱所に係る配管について、②配管に係る最大常用圧力が 1MPa(約 10kg 重/cm²)未満である場合に、③水圧試験を行った配管であれば、JISG3452「配管用炭素鋼鋼管」の規格に適合するものを用いることが認められている。</p> <p>したがって、要望対象となっている移送取扱所が特定移送取扱所に該当せず、要望事項の「条件1」(ただし、「10kg/cm²」とあるのを「1MPa」と読み替える。)が満たされ、かつ、用いようとする配管について水圧試験が行われる場合には、現行制度下でも、要望事項の実施は可能である。</p> <p>なお、告示第 68 条第 2 項では、特定移送取扱所以外の移送取扱所に係る配管で、その材料が JISG3452「配管用炭素鋼鋼管」であるものの厚さについては、告示第 6 条で定められている最小厚さの規定値に満たない場合でも、告示第 7 条に定める方法による破損試験を行ったときにおいて破損しないものに足る値とすることができるとされていることから、特定移送取扱所以外の移送取扱所の配管について、JISG3452「配管用炭素鋼鋼管」に適合するものが用いられる場合の最小厚さの基準については、「条件3」のとおりとして差し支えないものである。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	-

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	-